

令和7年度第1回岡山市協働推進委員会次第

令和7年4月11日（金）13:30～15:30
ほっとプラザ大供5階軽スポーツ室兼会議室

1 開 会

2 あいさつ 市民協働局長

3 新任委員の紹介

4 議 事

- ・市民協働推進のモデルとなる事業の指定及び支援措置について
（資料1～4）
- ・第10回おかやま協働のまちづくり賞の募集要項、テーマについて
（資料5～8）

5 その他

- ・令和7年度岡山市協働推進委員会の今後の開催予定
第2回 8月下旬（第3次岡山市協働推進計画について）
第3回 11月中旬（まちづくり賞の審査）
第4回 令和8年1月下旬（市民協働推進事業の審査）
- ・第3次岡山市協働推進計画策定に向けたワークショップ5/26

6 閉 会

資料 1

○岡山市協働のまちづくり条例

平成 27 年 12 月 21 日

市条例第 77 号

岡山市協働のまちづくり条例（平成 12 年市条例第 97 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。

2 この条例において「多様な主体」とは、住民自治組織（町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）、NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の市民活動団体、事業者（営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。以下同じ。）、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。

3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域の社会課題を解決するための取組をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1） 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動

（2） 暴力団（岡山市暴力団排除基本条例（平成 24 年市条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいい、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制の下にある活動

（多様な主体の役割）

第 3 条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行う

よう努めるものとする。

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めるものとする。

(協働推進施策)

第6条 市は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化を進めること。
- (2) 教育機関、行政機関等と連携し、地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成に取り組むこと。
- (3) 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援すること。
- (4) 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を多様な主体が共有する機会を提供すること。
- (5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。

- (6) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供すること。
- (7) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰すること。
- (8) その他協働を推進するために必要があると認めること。

(モデルとなる事業の指定及び支援措置)

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等は無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。

5 第1項の規定による指定を受けた者は、当該事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するとともに、支援が行われている間、毎年度その者の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。

6 市長は、第1項の規定による指定を受けた事業が同項のモデルとなる事業に適合しなくなったと認めるときは、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て同項の規定による指定及び第3項の規定による支援措置を取り消すことができる。

(コーディネート機関)

第8条 市は、多様な主体をつなぎ協働を推進するため、コーディネート機関を設置するものとする。

2 コーディネート機関は、前2条に規定する施策に関連する事業を行うものとする。

(施策の見直し)

第9条 市は、あらゆる施策の立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性についての検討に努め、多様な主体による協働の実行後は、その効果の検証に努めるものとする。

(市に対する提案)

第10条 多様な主体(市を除く。)は、市に対して地域の社会課題を解決するための提案等を行うことができる。

2 市は、前項の提案等を受け、第8条に規定するコーディネート機関と連携しながら多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組へつなげることに努めるものとする。

(市の推進体制)

第11条 市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、関係部局による市民協働推進本部を設置するとともに、関係各課等に協働推進員を配置するものとする。

(協働フォーラム等の開催)

第12条 市は、協働による地域の社会課題解決に関する取組及びそれを促進するための環境整備について多様な主体が議論を行う場として、協働フォーラム等を開催するものとする。

(啓発)

第13条 市は、この条例及びそれに伴う施策についての啓発に努めるものとする。

(推進計画)

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

2 市は、推進計画の定期的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

(岡山市協働推進委員会の設置)

第15条 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第14条に規定する推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。
- (2) 第6条第7号の規定による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関

すること。

(3) 第7条第1項の規定によるモデルとなる事業の指定及び同条第3項の規定による支援措置に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第17条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 住民自治組織に属する者

(2) NPO法人その他の市民活動団体に属する者

(3) 事業者

(4) 学校関係者

(5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により指定されている事業は、改正後の第7条第1項の規定により指定された事業とみなす。

○ 岡山市協働のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市協働のまちづくり条例（平成27年市条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(モデルとなる事業としての指定要件)

第3条 条例第7条第1項に規定する市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組は、条例第4条に規定する協働の基本原則にのっとった取組であって、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ、実現可能性の高いものであること。
- (2) 原則として本市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであること。
- (3) 多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待でき、市民協働の取組を一層促進するものであること。
- (4) モデルとなる事業の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）と市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであること。

(指定の申請)

第4条 条例第7条第2項の規定による申請は、市民協働推進モデル事業指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。

- (1) 指定を受けようとする事業に係る事業計画書
- (2) 定款等の団体規約、役員名簿、基本財産、組織・職員数の状況を示す書類その他の指定を受けようとする事業を継続的に行うことができる者であることを明らかにする書類
- (3) 事業報告書、事業計画書その他の申請者の全般的な活動状況を明らかにする書類
- (4) 収支決算書、収支予算書その他の申請者の全般的な財政状況を明らかにする書類

(指定等の通知)

第5条 市長は、条例第7条第2項の規定による申請に係る事業について、条例第15条に規定する岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）における調査審議の結果を踏まえ、モデルとなる事業として指定し、又は指定しない旨の決定をし、申請者に対し書面により通知するものとする。

2 前項の規定による指定の通知は、市民協働推進モデル事業指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 第1項の規定による指定しない旨の通知は、理由を付して行うものとする。

(モデルとなる事業に係る実施状況及び会計状況の報告)

第6条 条例第7条第5項の規定によるモデルとなる事業に係る実施状況及び会計状況の報告は、当該事業に係る事業報告書、事業計画書、収支決算書、収支予算書等を毎年度提出して行うものとする。

(全般的な活動状況及び財政状況の報告)

第7条 条例第7条第5項の規定による全般的な活動状況及び財政状況の報告は、同条第1項の規定による指定を受けた者（以下「モデル事業実施者」という。）の活動全般に係る事業報告書、事業計画書、収支決算書及び収支予算書（以下「報告書類」という。）を毎年度提出して行うものとする。

2 前項の報告書類は、モデルとなる事業に係る部分を区分して表記することにより、前条の規定により提出すべき書類を兼ねることができる。

3 モデル事業実施者が法令の規定により財務諸表の作成を義務付けられているときは、市長は必要に応じ、当該財務諸表の提出を求めることができる。

(変更届)

第8条 モデル事業実施者は、モデルとなる事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市民協働推進モデル事業変更等届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の届出の内容がモデルとなる事業の本質に関する重大な変更又は中止若しくは廃止に当たると判断するときは、委員会に諮った上で、指定の継続の可否を決す

るものとする。

(市に対する提案)

第9条 条例第10条第1項の規定による地域の社会課題を解決するための提案等は、協働で地域の社会課題解決を図るための提案書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。

(1) 解決を図りたい課題の現状について把握している情報を示す書類

(2) 活動実績、活動目的、構成メンバー等提案者の概要を示す書類

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山市協働のまちづくり条例（市条例第77号）第16条第3号に規定する岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）が行う同条例第7条第1項に規定するモデルとなる事業（以下「モデル事業」という。）の審査について、以下のとおり審査基準を定める。

1 審査の方法

審査は、ヒヤリング及びモデル事業指定申請書等書類に基づき、別に定めるモデル事業の審査票（以下「審査票」という。）により行う。

2 審査の評価方法と推薦基準

- （1）別表の「1. 審査の視点」の各評価項目について、委員会の各委員が別表の「2. 審査の評価基準」により5点満点で採点し、審査票に記入する。
- （2）各評価項目ごとに平均点（各委員の採点の合計を委員数で割る）を出した上で、以下の場合に推薦する、又は、推薦できるものとする。
 - ①各評価項目ごとの平均点が、すべて3点以上であれば、無条件で推薦する。
 - ②各評価項目全体の平均点は3点以上であるが、各評価項目の中に平均点が3点未満のものがあった場合、推薦はするが、その評価項目について助言を付帯する。
- （3）審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の採点からはずれるものとする。

3 審査結果の公表

- （1）推薦の可否にかかわらず、審査結果は、申請等を行った団体及び事業担当課並びに支援措置担当課に通知する。
- （2）審査結果については、別に定める方法により公表する。

別表

1. 審査の視点

No.	評価項目	評価の視点
1	事業要件	①目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ実現可能性の高いものであるか。
		②原則として岡山市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであるか。
		③多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待できるものであるか。
		④市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであるか。
2	団体要件	①組織運営の基本的事項に関する規約を有し、これに則って団体が適正に運営されているか。
		②申請事業の実施に必要な財政基盤及び人材を有しているか。
		③申請事業の実施のための専門性や知識、体制、経験などの能力を有しているか。
		④団体の代表者及び実務責任者が明確であり事業を実施できる体制があるか。
3	協働の基本原則	①相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合っているか。（相互理解の原則）
		②解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし共有できているか。（目的共有の原則）
		③相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成しているか。（対等の原則）
		④互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重しているか。（自主性及び自立性尊重の原則）
		⑤常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保しているか。（公開の原則）

2. 審査の評価基準

点数	評価レベル
5	評価できる
4	やや評価できる
3	普通
2	あまり評価できない
1	評価できない

参考)「岡山市協働のまちづくり条例」抜粋

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(モデルとなる事業の指定及び支援措置)

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等は無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。

「岡山市協働のまちづくり条例施行規則」抜粋

(モデルとなる事業としての指定要件)

第3条 条例第7条第1項に規定する市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組は、条例第4条に規定する協働の基本原則にのっとりた取組であつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ、実現可能性の高いものであること。
- (2) 原則として本市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであること。
- (3) 多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待でき、市民協働の取組を一層促進するものであること。
- (4) モデルとなる事業の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)と市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであること。

モデルとなる事業の指定と支援措置について

「岡山市協働のまちづくり条例」第7条第1項に規定する「市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業」は、岡山市協働推進委員会の審議を経て市が決定することとなっています。

このたび、下記のとおり、新規の指定申請がありましたので審議をお願いするものです。

記

1. 新規指定について

(1) 事業名：(仮称) 建部駅文学館プロジェクト

(2) 申請団体：ふるさと建部の財を守る会

(3) 事業の概要と支援措置の要望内容：

ユネスコ創造都市ネットワークの加盟都市である岡山市としては市域全体へ文学に関する活動の拡大を図っており、建部地域の活性化を図る拠点として建部駅を有効活用し、文学の創造や地域の活性化につながる活動に取り組むもの。

団体は、支援措置として、建部駅 駅舎（旧駅員室）の使用許可及び使用料の免除を要望している。

(4) 添付書類

別紙のとおり

「第10回おかやま協働のまちづくり賞」募集要項（案）

1 応募要件

住民自治組織、NPO 法人その他の市民活動団体、事業者、学校・大学等、地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての団体が応募できますが、応募する取組は、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 取組の目的や内容が、本年度のテーマに沿ったものであること。
- ② 岡山市の社会課題解決のための取組であること。
 - ※ 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動及び、暴力団又は暴力団員の統制の下にある活動は対象としません。
- ③ 2 団体以上の多様な主体の協働で取り組まれていること。
 - ※ 「団体」とは概ね 10 人以上で構成されているものをいいます。
 - 「団体」には行政機関も含まれます。協働団体のうち 1 者は岡山市内に所在する団体であることが必要です。
- ④ 原則として、岡山市内で実施される取組であること。

2 審査基準

- ① 協働力
取組の目的と協働する団体の役割分担が明確で各団体の特性や能力が発揮されることにより相乗効果があらわれているか。
- ② 成果・効果
解決しようとしている社会課題が明確であり、取組によりどれだけ課題の解決が進んだか、または、今後の成果が期待できるか。
- ③ 継続性
一過性のものだけでなく、将来に向けた継続性があるか。
- ④ 独創性
先駆的な取組であるか、また創意工夫がみられ、特色ある取組か。
- ⑤ テーマとの整合性
取組の内容と成果が合致しているか。

インターネット投票の結果を審査に反映します。

3 応募方法

以下の書類・資料を送付(電子メール可)または持参

- ① 応募用紙
- ② 協働による社会課題解決の取組の内容(様式1)
- ③ 取組実施団体概要書(様式2)
- ④ 取組イメージの画像データ(1枚)
- ⑤ 取組内容や成果、協働の役割などをA4で1枚にまとめた電子データ
(データをもとに、事務局でパネルを作成)
- ⑥ その他取組の説明資料(A4で2枚以内で添付)
※提出書類は様式2を除き、原則ホームページ等で公開。提出書類は返却しない。
※応募用紙は「おかやま NPO・ボランティアサイトつながる協働ひろば」
でダウンロード可

4 スケジュール

募集期間：7月1日(火)～8月29日(金)

インターネット投票：10月中(予定)

「つながる協働ひろば」に投票コーナーを設置

審査：11月中旬

表彰式：12月13日(土)

「市民協働フォーラム」にて表彰と大賞取組の報告

5 表彰・副賞

協働のまちづくり大賞 賞金10万円と表彰状・記念品

協働のまちづくり賞 賞金5万円と表彰状・記念品

- ・入賞取組は令和8年度内に動画を作成し、DVDを贈呈
- ・すべての応募取組を「協働のまちづくり展」等でパネル展示するほか、「つながる協働ひろば」に掲載

6 応募先・問合せ先

岡山市市民協働企画総務課市民活動支援室

住所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1061 E-mail kyoudou@city.okayama.lg.jp

おかやま協働のまちづくり賞表彰要綱

平成 28 年 9 月 1 日 市民協働局長決裁

改正 令和 6 年 4 月 1 日 市民協働局長決裁

(趣旨)

第 1 条 要綱は、岡山市協働のまちづくり条例（平成 27 年市条例第 77 号。以下「条例」という。）第 6 条第 7 号に規定する、多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組に関する表彰（以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象となる取組)

第 2 条 表彰の対象となる取組は、次に掲げる要件のいずれをも満たす取組とする。

- (1) 募集テーマに沿ったものであること。
- (2) 地域の社会課題を解決するための取組であること。
- (3) 多様な主体の協働で取り組まれており、協働する団体のうち 1 者は岡山市内に所在する団体であること。
- (4) 原則として岡山市内で実施する取組であること。

2 前項第 1 号の募集テーマは、条例第 15 条に規定する岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）において協議、及び決定する。

3 条例第 2 条第 3 項ただし書に規定する取組は表彰の対象外とする。

(募集)

第 3 条 表彰の対象となる取組の募集は、条例第 2 条第 2 項に規定する多様な主体の申請によるものとする。

2 前項の申請は、別に定める応募用紙を市長に提出して行うものとする。

(審査)

第 4 条 表彰の対象となる取組の審査は、条例第 16 条に基づき委員会において行う。

2 審査にあたっては、インターネット投票等市民投票を行うことができるものとする。

(審査基準)

第 5 条 審査は、次に掲げる項目の基準に基づいて行うものとする。

- (1) テーマとの整合性 募集テーマに沿った取組であり、テーマが取組の中で実現されていること。
- (2) 成果の妥当性 解決を目指した社会課題が明確であり、取組により当該課題の解決が進んでいること、又は、今後解決が進む成果が期待できること。
- (3) 協働力 条例第4条に規定する協働の基本原則に照らし、協働の効果が高いこと。
- (4) 公益性・公共性 市民ニーズが高く、社会課題解決により公共の利益につながること。
- (5) 地域への貢献度 地域資源、人的資源の活用等の工夫があること又は社会課題解決が豊かで活力ある地域社会づくりにつながるものであること。
- (6) 継続性 一過性のものでなく、将来に向けた継続性があること。ただし、課題の解決が図られる等、目的が達成した取組の場合にあっては、その取組そのものが終了していても取組の成果・効果等の継続性があるものとする。
- (7) 先駆性・独創性 先駆的な取組又は特色ある取組であること。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、委員会の審査を経て、市長が決定する。

(表彰の方法等)

第7条 表彰は、市長が被表彰者に対して表彰状及び奨励金を授与して行うものとする。

2 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

3 表彰は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大賞 次号に規定されたもののうち、特に優れた取組として評価されたものとする。

(2) 入賞 応募の取組のうち、前条の規定により決定された取組とする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特別に表彰することが適当であると認めた取組を表彰することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

おかやま協働のまちづくり賞（表彰制度）審査要領

第 1 条 （審査委員）

おかやま協働のまちづくり賞（以下「まちづくり賞」という。）は、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、優れた取組として評価されたものを推薦する。

- 2 委員会委員（以下「委員」という。）のうち、取組団体の主たる構成メンバーであるなど、応募取組との特別の利害関係にある委員が行う採点結果は審査結果に反映しない。ただし、審査協議において、委員長が必要と認めた場合は意見を述べることができる。

第 2 条 （審査の方法）

審査の対象となる書類は次のとおりとする。

- （1）募集期限内に提出された次の書類

- ①おかやま協働のまちづくり賞応募用紙
- ②〔様式 1〕協働による社会課題解決の取組の内容
- ③〔様式 2〕取組実施団体概要書
- ④取組内容の概要シート
- ⑤取組内容の説明資料（任意提出）

- （2）所定期限内に委員から提出された質問事項に関する団体回答
- （3）所定期限内に行ったインターネット投票結果を集計しまとめたもの
- （4）その他委員長が認めたもの

- 2 審査の項目及び配点は次のとおりとする。

- （1）協働力（35点満点）
- （2）成果・効果（20点満点）
- （3）継続性（20点満点）
- （4）独創性（15点満点）
- （5）テーマとの整合性（10点満点）

第 3 条 （推薦取組の決定）

各応募取組について、委員の第 2 条第 2 項の採点を合計し、採点者数で除して平均得点を算出し、得点の高かった 5 取組を推薦する。ただし、同点となった場合は、インターネット投票結果等を参考に委員の協議により推薦する取組を決定する。なお、平均得点が 50 点に満たない場合は、上位 5 取組となっても、原則推薦する取組としない。

- 2 前項の推薦する取組のほか、特別に表彰することが適当である取組について、推薦することができる。

第 4 条 （委任）

その他必要なことは委員会で協議して決定する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第10回おかやま協働のまちづくり賞応募用紙

令和 年 月 日

岡山市長 様

応募者代表 団体名
氏 名

令和 年度「おかやま協働のまちづくり賞」に応募します。

募集テーマ：「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

取組の名称	
取組の概要	
インターネット投票を行うサイトにそのまま掲載します。 今年のテーマとの関連がわかるよう、目的及び取組概要、アピールポイントを300字（句読点含む）以内で記載してください。	
成果・効果	
取組を通じて得られた成果や、解決した社会課題の状況、また関連した地域への効果や変化などを書いてください。	
協働団体	
代表団体も記載してください。	

● 次の書類等を添付してください。

- ①〔様式1〕協働による社会課題解決の取組の内容
- ②〔様式2〕取組実施団体概要書
- ③写真等取組イメージ画像の電子データ（1枚）

インターネット投票を行う際のエントリー一覧に使用します。エントリー一覧は、応募順（事務局受付順）に掲載します。

- ④取組内容や成果、協働の役割などをわかりやすくまとめたシート（デジタルデータ）1枚

シートをもとに、事務局でポスターを作成し、展示等を行います（シートの作成が技術的に困難な場合は早めにご相談ください。シートづくりをお手伝いします。）

- ⑤その他取組の説明資料：A4で2ページ以内で添付できます。

※提出していただいた書類等はすべて審査の対象となり、〔様式2〕以外は原則、ホームページ等で公開します。

〔様式1〕 協働による社会課題解決の取組の内容

取組の名称		
テーマとの関連	◎取組とテーマが合致している点を書いてください。	
取組の目的・目標	◎取組の目的・目標を社会課題の具体的な状況をふまえて書いてください。	
取組の内容	<p>◎取組の内容について具体的に書いてください。</p> <p>1 取組の対象：対象地域、対象者、対象人数など</p> <p>2 活動内容、実施方法など</p> <p>3 工夫した点や取組の特徴</p> <p>◎取組をWEB等で告知している場合はそのURLを書いてください。</p>	
取組の実施期間	始期： 年 月～	<input type="checkbox"/> 継続予定 <input type="checkbox"/> 令和 年 月終了 <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃終了予定 該当するものに☑し必要事項を記入してください。
今後の活動展開など	◎今後の成果の普及や活動展開などについて書いてください。	

協働による 効果	◎協働したことにより達成できたことや得られた効果を書いてください。	
協働団体と その役割 ※協働団体が他分野にわたっていることや、各団体の関わり深さも評価の対象となります。 ※足りない場合は欄を追加してください。	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
	団体名	
	団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	役割	
団体名		
団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
役割		
団体名		
団体種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
役割		

〔様式2〕 取組実施団体概要書

【協働組織又は代表団体】

団体名	(団体名・ふりがな)			
団体の種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()			
所在地	〒			
代表者職・氏名	(役職)			(ふりがな) (氏名)
担当者	職・氏名 ^{ふりがな}			
	電話	()	FAX	()
	e-mail			
	郵送先	〒		
設立(活動開始) 年月 (法人設立年月)	年 月	活動歴	年 月	令和 年 月末日現在) ※法人の場合(法人設立 年 月)
団体の主な活動 (事業内容)				
構成員数・ 広報活動	構成員数:	[人]	・	[団体]
	ホームページ:	有 (URL) / 無		
	会報紙等:	有 (年 回発行) / 無		

【協働している団体一覧】※足りない場合は欄を追加してください。

団体名	(団体名・ふりがな)			
団体の種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()			
所在地	〒			
代表者職・氏名	(役職)			(ふりがな) (氏名)
団体の主な活動 (事業内容)				

団体名	(団体名・ふりがな)
団体の種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()
所在地	〒
代表者職・氏名	(役職) (ふりがな) (氏名)
団体の主な活動 (事業内容)	

団体名	(団体名・ふりがな)
団体の種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()
所在地	〒
代表者職・氏名	(役職) (ふりがな) (氏名)
団体の主な活動 (事業内容)	

団体名	(団体名・ふりがな)
団体の種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()
所在地	〒
代表者職・氏名	(役職) (ふりがな) (氏名)
団体の主な活動 (事業内容)	

団体名	(団体名・ふりがな)
団体の種別	<input type="checkbox"/> 住民自治組織 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> その他 ()
所在地	〒
代表者職・氏名	(役職) (ふりがな) (氏名)
団体の主な活動 (事業内容)	

「おかやま協働のまちづくり賞」実施経過

開催年度	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
募集テーマ	平成28年度 「笑顔」と「場づくり」	平成29年度 「楽しんで年を重ねられる社会のために」	平成30年度 「やりがいと豊かな暮らし」	令和元年度 「すべての人に健康と豊かさ」	令和2年度 「地域と食と未来」	令和3年度 「「ごみ」を減らし、「資源」で生かす」	令和4年度 「伝統・文化で育む、コミュニティと郷土愛～コロナ禍でも取り組みを止めない」	令和5年度 「災害に強いまちづくり～誰も取り残されない地域を、やさしい地域を目指して」	令和6年度 「外国人と共につくる、暮らしやすい地域」
募集期間	10月5日～12月5日	9月1日～10月31日	7月20日～10月19日	7月1日～10月11日	6月1日～7月31日	6月1日～7月31日	6月1日～7月29日	(SDGs 10, 11)	(SDGs 10)
応募取組	20取組	13取組	9取組	9取組	14取組	8取組	9取組	10取組	9取組
インターネット投票	12月10日～12月25日 688人投票 (1376票)	11月13日～12月10日 375人投票 (750票)	11月5日～12月2日 254人投票 (508票)	11月1日～11月30日 210人投票 (420票)	8月25日～9月25日 238人投票 (476票)	8月20日～9月30日 116人投票 (232票)	8月20日～9月30日 175人投票 (350票)	8月24日～9月30日 219人投票 (438票)	9月19日～10月31日 142人投票 (284票)
審査	12月9日～14日 協働推進委員会において書類審査し、正副委員長会で入賞5取組決定	12月19日	12月19日	12月18日	10月19日	10月15日	10月19日	10月20日	11月12日
表彰	2月19日開催のフォーラムで最終審査をし、大賞1取組を決定	2月18日	2月17日	2月23日	11月23日	11月23日	11月23日	11月25日	12月14日
	大賞1、入賞4を決定	大賞1、入賞4、奨励賞4取組を決定	大賞1、入賞4、奨励賞4取組を決定	大賞1、入賞4、奨励賞5取組を決定	大賞1、入賞4、奨励賞9取組を決定	大賞1、入賞4、奨励賞3取組を決定	大賞1、入賞4、奨励賞1取組を決定	大賞1、入賞4、奨励賞1取組を決定	大賞1、入賞4、奨励賞1取組を決定
表彰	入賞5取組に学ぶ市民協働フォーラムを開催	表彰式と支え合いの地域づくり実践交流会を開催	協働のまちづくり賞表彰式&SDGsフォーラムを開催	協働のまちづくり賞表彰式&SDGsフォーラムを開催	市民協働フォーラムで協働のまちづくり賞表彰	市民協働フォーラムで協働のまちづくり賞表彰	市民協働フォーラムで協働のまちづくり賞表彰	市民協働フォーラムで協働のまちづくり賞表彰	市民協働フォーラムで協働のまちづくり賞表彰
	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金を授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金、トロフィーを、奨励賞8取組に表彰、トロフィーを授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金、トロフィーを、奨励賞4取組に表彰、トロフィーを授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金、トロフィーを、奨励賞5取組に表彰、トロフィーを授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金を授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金を授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金を授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金を授与	大賞1、入賞4取組に表彰状、賞金を授与
大賞取組	病気の子どもたちが安心して暮らせる居場所づくり	会場の里 安全パトロール隊	西日本豪雨災害支援ポ ラ「自由あそびのひろ ば」	なかまちず	「産地牽引」にこだわっ た地域の活性化	地域循環環境保全型事業 「瀬戸内かきがらアグリ」	引き継げ!繋がり! 獅子舞、梅運い等 郷土芸能伝承保存活動	誰もが安心して 住み続けられること ができれば まちづくり	多文化交流フー ド-The World Kitchen ～多様性の輪を岡山に～

※「17. パートナーシップで目標を達成しよう」は含まれる前提となります。

テーマ案	関連するゴール
<ul style="list-style-type: none"> ・貧困の連鎖を断ち切ろう ・貧困の子どもが健やかに暮らせる地域を目指そう ・経済的資源への平等な権利をみんなで 	 <p>1 貧困をなくそう</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・予防と治療の大切さを広めよう ・みんなが健康で長生きできるように ・まち全体で取組む健康づくり 	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事における女性の社会進出を進めよう ・あらゆる形態の差別・暴力をなくそう ・自分らしく暮らしやすい開かれた地域の取組 	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会にむけた地域の取組み ・限りある地球エネルギーへの挑戦 ・地域でのクリーンなエネルギー活用取組 	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・情報インフラの整備による生産性向上への取組 ・自然災害に向けたインフラ構築取組 	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新しいまちのかたちに挑戦しよう ・みんなが住みたくなる魅力的なまちを目指して ・未来のまちづくり人(びと)を育てよう 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・海や陸の豊かさを守る取組み ・あらゆる生き物のバランスを取り戻そう ・豊かな自然を次世代に残そう 	  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>